

議案第64号

博多港港湾施設管理条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成31年 2月20日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、港湾施設の使用料の額を改める必要があるによる。

博多港港湾施設管理条例の一部を改正する条例

博多港港湾施設管理条例（昭和39年福岡市条例第78号）の一部を次のように改正する。

第9条及び第24条中「100分の108」を「100分の110」に改める。

別表第4 使用料の欄中「6,000円」を「6,100円」に、「30,000円」を「30,500円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前から引き続き港湾施設を利用する場合における使用料（岸壁及び物揚場、浮さん橋並びにけい船くいの利用に係るものに限る。）の額の算定については、この条例による改正後の博多港港湾施設管理条例（以下「改正後の条例」という。）第9条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 施行日前に施行日以後の緑地有料駐車場（博多港港湾施設管理条例第16条の5第1項に規定する緑地有料駐車場をいう。）の利用について承認を受け、当該利用に係る使用料を納付している者の当該使用料の額については、改正後の条例別表第4の規定にかかわらず、なお従前の例による。